

令和元年度 第6回 四国中央市農業委員会  
総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

## 令和元年度第6回農業委員会総会日程表

日時 令和元年9月5日(金) 午後1時30分～

場所 :JAうま総合経済センター 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

日程第4 議案第2号 農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願について

日程第5 議案第3号 農地法第4条第1項の規定による許可後の許可取消願について

日程第6 議案第4号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について

日程第7 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第8 議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第9 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について

### 出席委員(16名)

1番 大西 嘉一郎	2番 石川 有利
3番 星川 安德	4番 横尾 昇
5番 押条 和司朗	8番 武村 美枝子
9番 妻鳥 和美	10番 高橋 博
11番 坂上 宏	12番 尾崎 靖雄
13番 鈴木 博美	14番 高橋 藤信

15番 辻 政春  
18番 則友 祝幸

16番 河村 薫  
19番 石川 武将

欠席農業委員(3名)

6番 篠原 義尚  
17番 齋藤 伊勢子

7番 鈴木 俊一

出席農地利用最適化推進委員(23名)

1番 脇 純樹	2番 藤田 紘正
3番 薦田 悦男	4番 森川 雅之
5番 高橋 忠明	6番 合田 慎太郎
7番 宇高 勉	8番 鎌倉 静夫
9番 石村 好典	11番 石川 修平
12番 高橋 功	14番 三好 忠行
15番 河村 一碩	16番 合田 篤夫
17番 鈴木 一郎	18番 真鍋 義孝
19番 加地 照男	20番 渡邊 繁
21番 越智 寧	22番 村上 佳清
23番 近藤 良啓	24番 高橋 祥志
25番 鈴木 敏也	

欠席農地利用最適化推進委員(2名)

10番 中泉 敏則

13番 立川 貞美

出席した職員

事務局長 篠原 敬三  
係長 岡田 昇  
係長 大西 かおり

次長 石川 考太  
係長 合田 圭  
専門員 大西 唯文

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、ご着席ください。

局 長 それでは開会にあたりまして、会長より総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長 委員の皆さん、暑い日が毎日続いています。体調の方はいかがでしょうか。8月は暑い日が続きまして、9月に入れば少し暑さも和らぐかと思っていたのですが、9月に入っても8月に負けないくらいの残暑が続いてまして、外で歩いていて頭がくらくらするという状況で何かと農作業は忙しいのですが、体調には各自十分気をつけてご自愛いただければと思います。8月の疲れは9月に入って出ると言われておりますので、なお一層の注意をしていただければと思っております。

議 長 只今の出席委員数は、16名であります。

議 長 したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長 よって、第6回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 これより、会議を開きます。

議 長 議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長 ご報告いたします。総会会議規則第3条の規定により、農業委員の6番 篠原義尚委員、7番 鈴木俊一委員、17番 齋藤伊勢子委員から欠席届がありましたので、ご報告いたします。また、農地利用最適化推進委員の10番 中泉敏則委員、13番 立川貞美委員より欠席届がありましたので、お知らせいたします。

議 長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長 会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、13番 鈴木博美委員、12番 尾崎靖雄委員を指名いたします。

議 長 議事に入る前に事務局から報告があります。石川次長。

石川次長 議案書につきまして、委員に送付した後、8月29日に3件の申請の取り下げがありましたので、報告いたします。議案第1号の受付番号72番と議案第5号の受付番号108番、115番について取り下げになりました。

議 長 日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。

議 長 報告を求めます。合田 圭 君。

合田係長 受付番号15番～16番を議案書により報告

議 長 以上で報告を終わりました。

議 長 日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。受付番号71、柴生町の田1筆、畑1筆については売買による所有権移転です。受人は経営規模を拡大するための申請であり、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしております。取得後は水稻、柑橘、野菜の栽培を予定しています。受付番号73、土居町上野の田1筆について、売買による所有権移転です。近隣で耕作便利のため申請するもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は野菜の栽培を予定しています。受付番号74、75は受人が同じですので合わせて説明します。受付番号74、土居町北野の田1筆は贈与、受付番号75、土居町北野の田2筆と畑1筆は使用貸借により、後継者へ経営移譲するものです。後継者である受人は長男ですが、現在別世帯により経営面積がゼロとなっています。申請地域の農業委員、推進委員に確認すると以前より親子で農作業を行っていることから農業従事者であると判断しました。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。経営移譲後は現在耕作している水稻、野菜のほか里芋の栽培もする予定です。受付番号76、土居町中村の田5筆について、渡人は農地を相続しましたが、遠方に居住しており耕作することができないため、

親族である受人へ贈与するものです。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしております。取得後は水稻の作付けを予定しています。受付番号77、78は受人が同じですので合わせて説明します。受付番号77、土居町中村の田1筆は売買による所有権移転、受付番号78、土居町津根の田2筆と畑1筆は使用貸借です。受人は新規就農者で8月29日、辻農業委員、河村薫農業委員、事務局より篠原局長、私が参加しヒアリングを行いました。受人は現在も所有農地で野菜栽培をしていますが、本格的に農業を行いたいことから今回申請するものです。今後、経営規模拡大の意向もあり、就農者として問題ありません。農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件も満たしております。取得後は、里芋、水稻、柑橘類の栽培を予定しています。受付番号79、土居町野田の畑1筆について、売買による所有権移転です。受人は、所有地に隣接する農地を取得するもので、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしております。取得後は里芋の栽培を予定しています。受付番号80、81、82は受人が同じですので合わせて説明します。土居町野田の田2筆、畑1筆について売買による所有権移転です。受人は経営規模を拡大するための申請で、農地法第3条第2項の各号に該当しておらず、許可要件を満たしています。取得後は水稻の作付け、野菜の栽培を予定しています。以上で説明を終わります。

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議長 受付番号71番

委員 異議ありません。

議長 73番

委員 異議ありません。

議長 74番

鈴木博美委員 74番、75番異議ありません。息子さんには会えなかったのですが、お父さんの話によると休みの日には真面目に手伝いに来てくれるとのことで、近くの農家の人に聞いても真面目に農作業をしていると

いうことでしたので問題ありません。耕作放棄地にして周囲の人に迷惑をかけたくないということで息子さんに農業を経営移譲するそうです。

議 長 76番

委 員 異議ありません。

議 長 77番、78番は新規就農者ですが、その点も含めてお願いします。

辻委員 受人が新規就農者ということで8月29日にヒアリングがありまして、一番懸念されたのは年齢が76歳ということでしたが、本人は健康であるとまた家族もおり、〇〇〇〇の会長ですが、農業用機械もJAファームで借りてやるという意志があるので了承しました。

議 長 79番

河村 薫委員 79番から82番についてですが、異議はありませんが、80番、81番、82番ですが、80番については水稲、野菜とのことでしたが、果樹81番、82番については里芋の作付けだと思います。水稲については、機械を持っていませんので。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

真鍋推進委員 以前に3条で規模拡大ということで農地を取得した人がお米を作らずに、そこが土砂置場になっている。3年3作ということで農業委員会は許可しているはずなので、許可になって2ヶ月後くらいにはどんどん土砂を埋めている事例がある。事務局も確認、指導に行かなくてはいけない状況になるので、今回そういうことのないようにしていただきたい。〇〇〇〇さんの件も不思議だと思っています。ヒアリングをしていますが、農地については見ておいてほしいと思います。

篠原局長 ヒアリングの際は農業を行うということでした。

真鍋推進委員 以前の〇〇〇〇の〇〇さんもヒアリング時にはお米を作るということでしたが、今1ヶ所土砂で埋まっています。

河村 薫委員 〇〇さんについては、77番の有償移転については、そういう懸念もありますが、78番については使用貸借で他人の農地ですし、将来

的には5反くらいの面積で農業をやりたいということで、76歳という高齢  
であります。〇〇〇〇の会長で従業員もおりますが、自分で農業をや  
りたいということで了解いたしました。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 まず初めに受付番号71番について採決を行いたいと思います。

議 長 関連がありますので、19番 石川武将委員の退席を求めます。

(19番 石川武将委員 退席)

議 長 議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請についての  
受付番号71番について原案のとおり、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号中、受付番号71番は、原案  
のとおり許可することに決しました。

議 長 19番 石川武将委員の入室を許可いたします。

(19番 石川武将委員 入室)

議 長 引き続き、議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請中、  
71番を除く案件について原案のとおり、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可する  
ことに決しました。

議 長 日程第4、議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可後の  
許可取消願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

合田係長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消



願についてご説明いたします。受付番号1、三島中央5丁目の畑1筆について、平成31年3月総会において審議され、平成31年3月5日付、四農委指令(地3)第10号で許可した案件ですが、その後両者による契約の合意解除により取消願が提出されたものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号1番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第3条第1項の規定による許可後の許可取消願について、原案のとおり取消することに、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、原案のとおり取消することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可後の許可取消願についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可後の許可取消願についてご説明いたします。受付番号1、川滝町下山の案件について、申請者は当初住宅を建築するために許可を受けましたが、諸事情により申請地に居宅を建築する目的を失ったために許可を取り消したいとの申請がありましたので4条許可を取り消すものです。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号1番

石村推進委員 この土地の現状は草が多く生えており、棚田になっています。20年も経っているので、すぐに農地に変えることはなかなか難しいと思います。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第4条第1項の規定による許可後の許可取消願について、原案のとおり取消することに、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、原案のとおり取消相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請についてご説明いたします。受付番号6、中之庄町の案件について、当初計画者、株式会社〇〇〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇は当初、建売住宅4棟を建築するため、平成31年1月22日に許可を受け造成工事全般を終了しましたが、造成工事終盤時から北側隣地地権者の継承者の〇〇〇〇より宅地を拡張するために譲渡を再三強く請われたために、建売住宅4棟から3棟へ変更、〇〇〇〇については申請地を譲り受けての宅地拡張、簡易物置・車両置場・物干場・通路を建設し所有地を含めて一体利用するものです。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号7、土居町小林の案件について、当初計画者、〇〇〇〇〇は当初住宅を建築するため、昭和58年2月

18日に許可を受けましたが、諸事情により居宅を建築する目的を失いました。継承者については申請地を譲り受けての「〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇」に入所する子供が運動できるようにバスケットコート、軽運動用地を整備するものです。なお2年前にバスケットコート、軽運動用地を既に整備されておりますが、始末書が出ています。立地基準、一般基準とも合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いいたします。

議 長 受付番号6番

委 員 異議ありません。

議 長 受付番号7番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 それでは格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第4号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更に対する意見について、原案のとおり取消することに、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第7 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。石川 考太 君。

石川次長 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する

意見についてご説明いたします。今回の申請は18件です。受付番号109、上柏町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでおり、製紙及び紙加工関連の工業地帯である当地の顧客のニーズに合致した良質・低廉な住宅地需要に応えるべく申請地を譲り受けての受人・渡人合致の分譲宅地造成です。受人、有限会社〇〇〇〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号110、下柏町の案件について、受人は機械部品販売業を営んでおり、現在の事業所は賃借しており手狭になってきたため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の事務所兼作業所の建築です。受人、〇〇〇〇〇〇株式会社代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号111、下柏町の案件について、受人は高松市に本店を置き建設工事全般を取り扱い、四国中央市にも支店を設置しています。四国中央市における受注件数も伸びてきており、事業の効率化を図るために資材置場を確保し、さらなる事業拡大を図りたいと考えているため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の資材置場建設です。受人、株式会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号112、下柏町の案件について、受人は現在賃貸住宅にて妻及び両親、義母と居住しており大変手狭に感じており、今後、このような状況を長く続けることは困難であるため、現在の住居にも近く生活環境も整っている申請地を譲り受けての受人・渡人合致の二世帯住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号113、村松町の案件について、受人は現在市内において銀行業を営んでいますが、現在の店舗は立地条件が悪い上に非常に狭く、また、来客用の駐車場も十分に確保できていない状況です。このような状況を改善するため、交通の便も良く必要面積を確保できる店舗建築が可能な申請地を譲り受けての受人・渡人合致の店舗建築です。受人、〇〇〇〇〇〇理事長、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号114、村松町の案件について、受人は申請地南側敷地において機械製造業を営んでいますが、既存工場が敷地境界線に非常に近接しており、現在は隣地の申請地部分を利用しないと建物の維持管理ができない状況です。そのため親族所有の隣地を売却するこの機会に申請地を譲り受けての受人・渡人合致の通路建設です。受人、有限会社〇〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号116、中曽根町の案件について、受人は介護サービス事業を営んでいますが、高齢者の宿泊可能な施設が不足しており施設を確保する必要があるため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の介護施設建築です。受人、株式会社〇〇

○○○○○代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号117、中曽根町の案件について、先程ご説明しました受付番号116と関連しており、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の介護施設進入路建設です。受人、株式会社○○○○○  
○○代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号118、中曽根町の案件について、受人は宅地建物取引業を営んでいますが、現在、同地域内で安価な住宅を希望するお客様が多いにも関わらず、提供できる物件を提案することができていないため、生活施設から近く住環境の整った申請地を譲り受けての受人・渡人合致の建売住宅建築です。受人、○○○○○有限会社代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号119、中曽根町の案件について、受人は自動車運送業を営んでいますが、現在、賃貸する貨物自動車置場が事務所から遠く手狭であるため、非効率的な運営を強いられていました。早急に事業用地を構えて事業を効率的に行うために土地を探していたところ双方の利害が合致し、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の事業用車両置場兼事務所建設です。受人、株式会社○○○○○○○代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号120、中曽根町の案件について、先程ご説明しました受付番号119の受人と同一で、現在、賃貸住宅に住んでいますが、事業用車両置場との距離が遠く、また、手狭なため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号121、中曽根町の案件について、受人は不動産賃貸業を営んでいますが、現在同地域内において賃貸住宅を希望するお客さんが多いにもかかわらず、物件を準備できていないため、生活施設から近く住環境の整った申請地を譲り受けての受人・渡人合致の賃貸共同住宅建築です。受人、○○○○○合同会社代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号122、中曽根町の案件について、受人は自動車販売業を営んでおり、申請地北側で販売車両展示場を設営する予定ですが、申請地前面の国道11号バイパスより高低差があり、通行する車両から認識されにくいと考え、通行車両から認識しやすい申請地を譲り受けての受人・渡人合致の広告看板建設です。受人、有限会社○○○○○○○代表取締役、○○○○○。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号123、中曽根・中之庄町の案件について、受人は中古車販売業を営んでいますが、近年需要が多くなってきたため、中古車販売の事業を拡大するにあたり、新たに購入する販売用中古車を駐車する土地が早急に必要になり土地を探していたところ、周囲への影響が少なく車両の搬出入がしや

すい申請地を譲り受けての受人・渡人合致の販売用中古車置場建設です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号124、寒川町の案件について、受人は現在賃貸住宅住まいですが手狭なため、住環境の良い申請地周辺にて土地を探していたところ双方の利害が合致し、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号125、豊岡町大町の案件について、受人は宗教法人の代表役員をしており、神社の境内には集会所があり定期的に会合などの催しが行われていますが、多い時には20人以上が集まるにもかかわらず、神社には駐車場が無く大変困っているため、近隣する申請地を譲り受けての受人・渡人合致の駐車場建設です。受人、〇〇〇〇代表役員、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号126、土居町上野の案件について、受人は現在、賃貸住宅住まいをしています。申請地は実家に近接し、また、勤務地にも近く住環境が良好なため、申請地を譲り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。受付番号127、土居町中村の案件について、受人は居住していた家が消失してしまい、現在娘宅で仮住まいをしています。暮らし慣れた申請地を借り受けての受人・渡人合致の一般個人住宅建築です。受人、〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致しています。以上で説明を終わります。

議 長 以上で議案の説明が終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号109番

委 員 異議ありません。

議 長 110番

委 員 110番から114番まで異議ありません。

議 長 116番

委 員 116番から123番まで異議ありません。

議 長 124番

委 員 異議ありません。

議 長 125番

委 員 異議ありません。

議 長 126番

委 員 異議ありません。

議 長 127番

辻委員 消失した前の家の底地は他人の名義の土地で、今回使用貸借により家を建てるといことです。

議 長 ほかに質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第5号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第8 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権貸借)を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。合田 圭 君。

(合田係長、受付番号73番を議案書により説明)

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 なお受付番号74番から75番については再設定であります。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 それでは受付番号73番、質疑ありませんか。

委員 異議ありません。

議長 受付番号74番から75番までの再設定について質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第6号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について(利用権設定)、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第6号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。

議長 日程第9、諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止について議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文 君。

(大西専門員、受付番号13番を議案書により説明。)

議長 以上で、議案の説明は終わりました。

議長 これより、質疑にはいります。

議長 受付番号13番、質疑はありませんか。

委員 異議ありません。



議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産(道・水路)の用途廃止については廃止しても支障がない旨の意見とすることに、賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第6回四国中央市農業委員会総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間(14:45)

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長

石川有判

委 員

鈴木博美

委 員

原崎靖雄